

各国の食料主権を保障する WTO 農業交渉を求める意見書

世界貿易機関（WTO）交渉（ドーハラウンド）は、主要国・地域の閣僚会合が決裂し、数年間の凍結が必至といわれている。主な要因は、各国の条件の違いを無視して、農業に全面的な自由化を迫るやり方そのものに無理があることを改めて示すものとなった。

WTO発足後10年、アメリカなど輸出大国と多国籍企業が大きな利益を得る一方、輸入国や途上国は深刻な打撃を受け、輸出大国を含め中小農民は窮地に陥り、途上国の多くで食料自給率が低下した。日本でも米を含めて農産物輸入が急増し、農業と農家が深刻な打撃を受け、多くの農畜産物の食料自給率は一層低下している。北海道農業は、農業者と関係者の努力によって、食料自給率190%前後を維持しているが、農家の経営は年々深刻化している。

世界的には、輸出向けの低コスト・工業的農業が拡大し、食の安全や環境は後回しにされている。とりわけ、アメリカは、農産物関税の大胆な引き下げを各国に求める一方、生産コストを大幅に下回るダンピング輸出を可能にする自国の農業補助金の温存に固執し、他国の農業の存続など眼中になく、自国の権益にはしがみついている。このようなアメリカの身勝手な態度、横暴な姿勢が交渉決裂の重要な要因となった。

日本政府はアメリカの極端な自由化政策は拒否し、「多様な農業の共存」を訴えてきたが、それは貿易拡大最優先のWTOの枠組みでは実現不可能である。それを真に保障するのは、各国の条件に応じた食料・農業政策を自主的に決定できる権利＝食料主権の確立しかありえない。

食料主権確立の考え方は、WTOに抗議する世界の人々のたたかいの中で広がり、国連の人権委員会でも圧倒的多数で採択されるなど、世界的な流れになりつつある。

21世紀の世界は、人口の増加や地球環境の制約から食料供給の逼迫が懸念されており、各国の条件を踏まえた持続可能な農業生産の発展が不可欠である。貿易ルールをそれにふさわしいものにすべき時代を迎えている。

よって、国においては、真に多様な農業の共存を実現するために、WTO交渉の場でも各国の条件を踏まえた持続可能な農業生産の発展を保障する食料主権の保障・確立を求める立場で明確な主張を行うべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月15日

名 寄 市 議 会